

よやくぼしゅうあんない しんせいしゃよう

令和7年度 予約募集案内【申請者用】

ひろしまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金にゅうがくじゅんびきん しゅうがくしょうがくきん
(入学準備金・修学奨学金)

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

- 申請手続は、原則としてオンラインです。



QRコードを読み取って専用ページにアクセスしてください

- 広島県高等学校等奨学金の交付を受けるための申請期限

1次締切	令和6年10月31日(木)
2次締切	令和7年1月10日(金)

広島県教育委員会

【担当部署(問合せ先)】

きょういくしえんすいしんか きかくちょうせいがかり
広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

しょうがくきんよやくぼしゅう
(メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金予約募集」としてください。)

制度概要(予約募集)

「広島県高等学校等奨学金」は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

高等学校等の入学前に、入学準備に必要な資金（入学準備金）又は入学後に必要となる学資金（修学奨学金）の奨学金を予約する奨学生（以下「予約奨学生」という。）を募集します。

貸付額・貸付時期等

貸付金の種類	用 途	貸付額	無利息	貸付時期									
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	入学の準備資金 制服や通学かばん、 パソコン等の購入や 入学金の支払いなど	5万円・10万円・15万円の中から、 選択した金額		入学前 (令和7年2～3月) に一括貸付け									
しゅうがくしょうがくきん 修学奨学金 (月額)	高校等在学中に 必要となる学資金	<table><tr><td>区分</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学※</td></tr><tr><td>国公立</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>私 立</td><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr></table>		区分	自宅通学	自宅外通学※	国公立	18,000円	23,000円	私 立	30,000円	35,000円	入学後 (偶数月に2か月分を貸付 け。初回の貸付けは令和7 年5月以降の予定。)
区分	自宅通学	自宅外通学※											
国公立	18,000円	23,000円											
私 立	30,000円	35,000円											

※ 「自宅外通学」とは、貸付時において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している方をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

貸 付 要 件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）へ入学（中等教育学校の後期課程への進級を含む。以下同じ。）しようとしていること。

- 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。
- 令和7年4月に高等学校等に入学する見込みの方が対象となります。

2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

保護者等 とは、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

3 経済的理由により修学が困難であること。

経済的理由により修学が困難 とは、

申請者の生計を維持する者（原則、生徒の親権者（全員）。親権者がいない場合は、未成年後見人、生徒の生計を維持している者〔主たる生計維持者〕）が、次の収入基準に該当していることをいいます。

算定方法	申請者の生計を維持する者の 「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額 ^{※1} 」の 合計額が30万4,200円未満
収入基準の目安	4人世帯で年収910万円未満

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除額に3/4を乗じた額

※2 上記の収入基準に該当しない場合であっても、申請者の家族構成・状況等を考慮した基準（特例基準）を満たす場合又は保護者等の収入の減少や一時的な支出の増大により「家計急変」が生じた場合は、貸付けを受けられる場合がありますので、事前に担当部署に御相談ください。

4 学習状況が良好であること。

学習状況が良好であること とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと。）。
- (2) 学習意欲があると認められること。
（上記は学校から提出される推薦調書により判断します。）

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

その他同種の資金 とは、次のものをいいます。

入学準備金の場合

併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金
- (2) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち就学支度費
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費

修学奨学金の場合

併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- (2) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費
- (3) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金
- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費



生活保護世帯の方は、申請前に必ず管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があります、生活保護世帯であることを理由に奨学金の返済が免除されることはありません。確実に返済できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

募 集 時 期

1次締切

令和6年 9月9日（月）から令和6年10月31日（木）まで

2次締切

令和6年11月 1日（金）から令和7年1月10日（金）まで

※ 1次締切に間に合わない場合は、2次締切までに申請できますが、入学準備金の貸付時期は、1次締切で申請するより遅くなります。

貸 付 期 間

入学する高等学校等の修業年限の終わる月まで

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

1 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

(1) 奨学生の資格要件（1～2ページの貸付要件）のいずれかに該当しなくなった場合
※ 引き続き要件を満たしていることを、毎年度末に確認します。

(2) 奨学金の貸付けを辞退した場合

(3) 不正な手続により貸付けを受けた場合

(4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合等

2 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、修学奨学金の貸付けを休止します。

奨 学 金 の 保 証 人

原則として広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人が **2名** 必要です。

- 保証人は、生徒と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。
- 申請前に保証人へ、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明してください。
- 保証人の正式な登録は、予約奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。
- 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）。
- 誓約書には、保証人2名が署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

奨 学 金 の 交 付

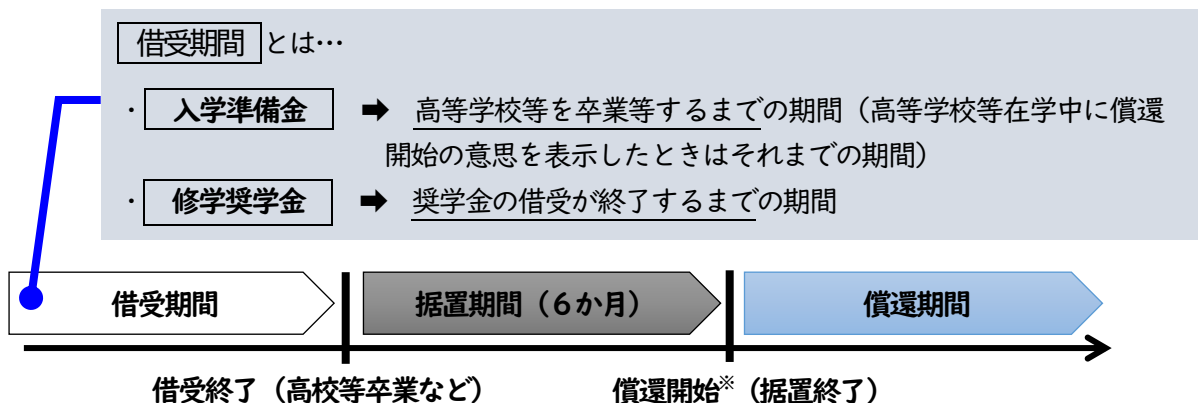
口座振替の方法※により、次のとおり交付します。

※ 奨学金の振込先は奨学生（生徒）本人の名義の口座を指定していただきます。

貸付金の種類	交 付 時 期
入学準備金	<u>誓約書等を提出いただいた後、順次</u> 交付（2月以降）
修学奨学金	<u>偶数月の20日（土・日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）に2か月分</u> を交付※ ※ 当初の交付は、高等学校等へ入学後に必要な書類を提出いただいた後、最も早い場合で、令和7年5月に令和7年4月分と5月分を交付します。

償 還 方 法 等

奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



※ 奨学金の返済が困難となった場合には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することがあります。

1 償還期限・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落となります。

なお、次の事由に該当する場合は、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。

(1) 償還を猶予できる場合

- ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ウ 借受者が失業中のとき等

(2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

- ア 借受者が死亡したとき
- イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

【参考】 入学準備金（15 万円）と修学奨学金（3 年間）を借り受けた場合に最長年数で毎回均等に償還する場合

区分		入学準備金	修学奨学金	借受総額	償還年数	1 回の償還額 (月賦の場合)
国公立	自宅	150,000 円	648,000 円	798,000 円	10 年	6,650 円
	自宅外		828,000 円	978,000 円	10 年	8,150 円
私立	自宅		1,080,000 円	1,230,000 円	10 年	10,250 円
	自宅外		1,260,000 円	1,410,000 円	10 年	11,750 円

※ 広島県教育委員会のホームページに「償還計画シミュレーション」（自動算出）を掲載していますので、参考にしてください。
(右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。)



チェック

- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2 人）に対し、業者から督促等の連絡を行います。
- 3 正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。

奨学金の申請手続等

申請方法

申請は広島県電子申請システムに必要事項を入力して申請してください。

申請内容に不備や疑義がある場合は、申請の差戻しを行うことや広島県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等により修正等をお願いすることがあります。

また、正当な理由なく申請内容の不備等が長期間修正されない場合は、貸付けが不決定になることがあります

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない場合は、広島県教育委員会に連絡してください。この場合、広島県教育委員会から紙の申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに広島県教育委員会に郵送（簡易書留）で提出してください。

主 な 入 力 手 順

1 申請ページにアクセスする

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19585
右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。



利用者登録せずに申し込む方は[こちら](#) を選択してください。

2 規約等に同意し必要事項を入力し、必要な画像^(※)を添付する

(※) 保護者等のマイナンバー（個人番号）
生徒名義の口座

3 データ送信することで申込完了（完了メールが届く）

《画面レイアウト等は予告なく変更される場合があります》

1 申請ページにアクセス

1 申請ページにアクセス

「利用者登録せずに申し込む方は[こちら](#)」をクリックしてください。

2 同意事項の確認及び連絡先の登録

同意事項を選択してください。 必須

【高等学校等奨学金】

広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により、次の事項を確認し同意してください。

※同意されない場合は奨学金の申請はできません。

- ・この申請内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、速やかに広島県高等学校等奨学金を辞退し返還します。
- ・広島県教育委員会から申請内容等に関する問い合わせ又はその他の必要な書類の提出等を求められた場合は、速やかに対応します。



☐ 上記の内容を確認し同意します

1

1 同意事項の確認

同意事項を確認の上、同意いただける場合は、「上記の内容を確認し同意します」を選択してください。
(同意いただけない場合は、申請できません。)

連絡先メールアドレス 必須

申請完了通知や不備連絡をしますので、連絡が取れるメールアドレスを入力してください。

なお、メールの設定によっては、申込完了通知や不備連絡が届かない場合もありますので、「pref-hiroshima@apply.e-tumo.jp」の受信許可設定を必ず行ってください。

※受信許可設定については、検索サイトで「受信許可設定 ソフトバンク」や「受信許可設定 au」や「受信許可設定 ドコモ」と検索すると、設定方法が記載されています。

メールアドレス

2

2 連絡先メールアドレスの登録

申込完了や不備があった場合はメールで連絡をしますので、受信可能なメールアドレスを入力してください。

※ 事前に次のアドレスの受信許可設定を行ってください。

「pref-hiroshima@apply.e-tumo.jp」

3 必要事項の入力・必要書類の添付

- ・申請者(生徒)に関する情報を入力 →
- ・保護者等に関する情報を入力 → マイナンバーカード等画像添付 (2名いる場合はもう1名分も) →
- ・振込先口座の入力 → 通帳の画像添付(全員)

4 申請データの送信

確認へ進む >

1

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込まれた場合は一時保存ファイルの状態で画面で表示されますのでご注意ください。



< 入力へ戻る

申込み >

2

1 確認へ進む

「確認へ進む」をクリックして、内容を確認してください。

不備の項目があった場合は、黄色い網掛けで表示されますので、修正・加筆してください。

2 申込み

内容を確認し、修正が必要ない場合は、「申込み」ボタンをクリックしてください。

予約奨学生の決定等

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、12月上旬以降に予約奨学生を決定する予定です。

- 予約奨学生に係る審査結果については、各中学校等を通じて決定通知書を送付してお知らせします。
- 予約奨学生として決定した場合は、併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、別に定める期日までに提出していただきます。
- 修学奨学金は、高等学校等に入学したことを確認した上で、奨学生として正式に決定します。
- 予約奨学生の決定を受けた後であっても、届出により、貸付けを辞退することは可能です。

貸付金の種類	提出時期	提出先	提出書類 (決定時に配付します。)	添付書類
入学準備金	決定後、速やかに	中学校等	・ 誓約書（入学準備金）	・ 印鑑登録証明書
	入学準備金の入金 確認後、速やかに		・ 奨学金借用証書 ・ 奨学金償還計画書	—
修学奨学金	入学後	入学先の 高等学校等	・ 誓約書（修学奨学金） ・ 予約奨学生入学報告書	・ 印鑑登録証明書※

※ 入学準備金と修学奨学金の双方を借り受ける場合、高校等入学後に提出する誓約書（修学奨学金）提出の際には、印鑑登録証明書の添付は不要です。

1 オンラインで申請する。

2 県教育委員会から決定通知書等が届く

- 県教育委員会が中学校等を通じて審査結果を文書でお知らせします。
- 貸付けに必要なその他の書類の用紙を送付します。

3 貸付けに必要な書類を中学校等へ提出する

- 詳細は **8ページ** を参照してください。

時期（目安）	入学準備金	修学奨学金
令和6年9月 ～	申請手続 (原則オンライン)	
令和6年12月	【中旬以降】 ○ 誓約書その他必要書類を 中学校等へ提出する。	
令和7年2月 ～ 令和7年3月	【2月以降】 ○ 入学準備金が指定口座に 振り込まれる。 【入学準備金受領後】 ○ 償還書類を中学校等へ 提出する。	
令和7年4月		【高校等に入学後】 ○ 必要書類を高校等へ提出 する。 ※ 入学準備金で既に提出 した書類を除く。
令和7年5月 以降		【偶数月 20 日頃】 ○ 修学奨学金が指定口座に 振り込まれる。 ※ 初回は5月以降に入金